

基 発 1027 第 5 号  
令和 5 年 10 月 27 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
( 公 印 省 略 )

雇用管理分野における個人情報のうち健康情報を取り  
扱うに当たっての留意事項の一部改正について(通知)

雇用管理分野における個人情報のうち労働者の健康に関する情報の取扱いについては、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)」(平成28年個人情報保護委員会告示第6号。別添1)の適用に伴い、「雇用管理分野における個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項」(平成29年5月29日付け個情第749号、基発0529第3号。以下「留意事項」という。)を定め、その周知を図ってきたところである。

今般、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和3年法律第66号)の一部が令和4年1月1日から施行されたこと並びに個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律(令和2年法律第44号)及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)が令和4年4月1日及び令和5年4月1日から施行されたことに伴い、留意事項について、別添2のとおり一部改正を行い、別添3のとおり定めたので了知いただきたい。

なお、別添4のとおり関係事業者団体等に対して周知したので了知するとともに、貴局においても関係者に対して周知されたい。